

6/15

平成30年度
村長杯ゲートボ
ール大会開催される

6月15日東西の屋内ゲートボ
ール場において、村長杯ゲートボ
ール大会が盛大に開催されました。
また、本年は次の方が豊饒賞を
受賞されました。(敬称略)

都筑 利治
小林壽次郎
割田まき枝

受賞者におかれましては、今後
も健康に留意され益々ご活躍され
ますよう心からご祈念申し上げま
す。
尚、大会の結果は次のとおりで
す。

優勝 新田 Cチーム
準優勝 きさらぎチーム
第3位 本 宿チーム



優勝した新田Cチーム

本大会を開催するにあたりゲー
トボール協会
の役員各位並
びに多くの
方々にご協力
を頂きました
事に対し厚く
お礼申し上げます。

住民課

6/6

吾妻郡老人クラ
ブ連合会ゲート
ボール大会開催

去る6月6日(水)、草津
町に於いて、第34回吾妻郡
老人クラブ連合会ゲートボ
ール大会が開催されまし
た。

当日は、生憎の雨模様の中、
郡内より総勢30チームが
参加しました。

高山村では、「新田C」、「
本宿」、「原A」、「みずほ」
の4チームが代表で出場し、
健闘した結果「本宿」が見
事3位になりました。
ご多忙の中、選手役員の方
々においては、大変お疲れ
様でした。



くらしの情報

information

国民年金



国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事
態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる
場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合に
は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付
猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町
村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

平成30年度の免除等の受付は平成30年7月1日から開始され、平
成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行
います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分
まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったもの
の、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、
市区役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談くだ
さい。

保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間につい
ては、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少な
くなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままで追納しな
かった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算
入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を
納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度
から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過
した年数に応じて加算額が上乘せされます。

くわしくは、年金事務所へご相談ください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課 (☎0279・22・1614)